

6-8 東京都風致地区条例

昭和 45 年 4 月 1 日制定

都市の風致維持のため東京都では都市計画法に基づき、「東京都風致地区条例」を定めています。区内では、岡本・喜多見・玉川・等々力など、多摩川の周辺が風致地区に指定されています。風致地区には、第一種風致地区と第二種風致地区があり、地区内での建築物・工作物の建築、宅地造成、木竹の伐採等が制限されます。

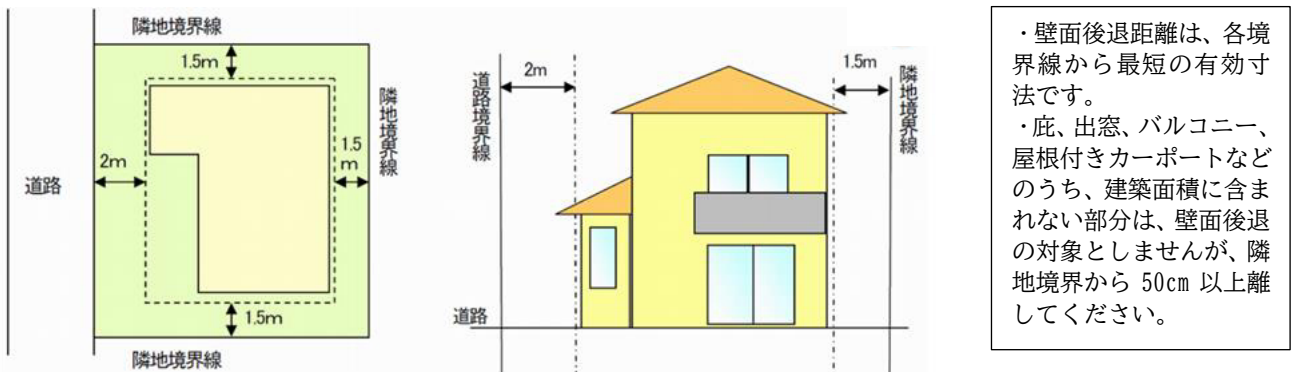
風致地区内での下記の行為は、区長の許可が必要となります。

【許可の必要な行為】以下の行為をする場合は事前にご相談ください。	
①宅地造成、土地の開墾その他の土地形質変更（盛土、切土等）	②木竹の伐採
③土石の類の採取	④水面の埋め立て、干拓
⑤建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転	
⑥建築物等の色彩の変更	⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積

	建蔽率	建築物の高さ	壁面後退距離	
			道路側	他の部分
第一種風致地区	20%以下	10m以下	3m以上	1.5m以上
第二種風致地区	40%以下	15m以下	2m以上	1.5m以上

建築物の位置、形態及び意匠がその建築物の敷地及び周辺地域の風致と著しく不調和になってはけません。

(第二種風致地区における例)



【完了届】行為終了後は完了届を提出して、必ず完了検査を受けて下さい。

- ◆世田谷区では、東京都風致地区条例に基づく事前相談、許可申請の手続き、受付事務等について風致地区指定のある各町丁目を担当する **玉川総合支所・砧総合支所の街づくり課**で行います。担当支所をご確認の上、下記担当へお問い合わせください。
- ◆なお、平成 26 年 4 月 1 日から建築物・工作物の新築等で延床面積が 10,000 m²を超えるもの、及び、その他の行為で行為面積が 1,000 m²を超えるものも、**玉川総合支所・砧総合支所の街づくり課**へご相談ください。

担 当	玉川総合支所 街づくり課 街づくり担当 電話番号 03-3702-4513 ファクシミリ 03-3702-0942
	砧総合支所 街づくり課 街づくり担当 電話番号 03-3482-1398 ファクシミリ 03-3482-1471 (支所の管轄区域は 1 ページをご参照ください)